

令和4年度第1回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年5月31日(火) 18:35～20:20
- 2 開催場所 旭川市役所総合庁舎 議会棟第2委員会室 (旭川市6条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 13名  
飯野委員, 上田委員, 大野委員, 帯川委員, 葛西委員, 田中委員, 谷委員,  
堤委員, 中込委員, 中田委員, 松林委員, 武藤委員, 若栗委員  
**【事務局】** 7名  
幾原雪対策担当部長  
澤渡土木部次長(土木事業所長)  
(雪対策課) 時田課長, 高垣課長補佐, 熊澤課長補佐, 伊藤課長補佐, 村形主査
- 4 欠席者 **【委員】** 2名  
井上委員, 奥平委員
- 5 傍聴者等 傍聴者1名, 報道記者2名
- 6 議題 (1) 令和3年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況報告について  
(2) 雪対策に関する条例について
- 7 資料 次第  
資料1 雪対策基本計画アクションプログラム実施状況報告  
資料1-1 除排雪業務の統合地区拡大  
資料1-2 路面管理手法(圧雪管理)の試行  
資料1-3 歩道(通学路)の除雪  
資料2 諮問書(写し)  
資料3 条例による処分等に係る審議会委員の意見  
資料4 旭川市の類似条例における処分等の規定  
資料5 行政指導及び罰則規定について  
資料6 意見集約結果を踏まえた条例構成の考え方  
資料7 今後の審議会スケジュール  
資料8 (仮称)旭川市雪対策基金について
- 8 会議録(要点) 別紙のとおり
- 9 その他

開会に先立ち,新たに審議会委員に就任した上田委員,帯川委員,中込委員,松林委員及び武藤委員に対し,雪対策担当部長より委嘱状を交付。交付後,雪対策担当部長から挨拶。

## 会議録（要点）

## 1 事務局から報告

本日の出席委員数が過半数を超えており本審議会が成立していること、本日の審議会も公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名としていること、本日の傍聴者数が1名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

また、所属団体の人事異動や役員改選等により新たに就任した5名の委員から自己紹介を行った。

## 2 開会

ただいまから、令和4年度第1回旭川市雪対策審議会を開会する。

議題審議に入る前に、今年度は人事異動や役員改選などにより委員5名が交代している。審議を円滑に行うため、本審議会の概要やこれまでの審議経過等について、事務局から説明してもらいたい。

## 【事務局】

雪対策審議会設置の経過、雪対策基本計画改定、雪に関する条例の諮問に至る経過等について説明。

## 3 議題（1）

会長の進行のもと、議題（1）について、資料1、資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づき事務局から説明を受けた後、令和3年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況について審議した。議事進行は次のとおり。

## 【会長】

資料1は雪対策基本計画アクションプログラムに基づく昨年度の活動実績を示したものの。皆さんの御意見を6月17日（金）までに意見調書により提出してもらいたいとの説明が事務局からありましたが、意見等はありませんか。

## 【各委員】

※意見等なし

## 【会長】

それでは、期限までに意見調書の提出をお願いします。

## 4 議題（2）

会長の進行のもと、議題（2）について、資料2から資料6に基づき事務局から説明を受けた後、雪対策に関する条例について審議した。

議事進行は次のとおり。

## 【会長】

事務局から説明のありましたとおり、まず本日は、条例における処分の考え方を整理したいと思います。

私は、罰則については道路交通法など現行法の規定で対応することが可能であり、罰則を科すことを目的とした条例化は必要ではないと考えています。雪出しのマナーを守ることの重要性をきちんと市民に伝えて、雪対策に市民一人一人が参画できることの必要性を訴える、意識高揚が主眼にあると考えています。

そこで、処分等の規定について、資料4のカテゴリーの努力義務、助言指導、勧告、命令、罰則のどのレベルまでとするのか、資料5の考え方も踏まえ、皆さんの意見を伺いたいと思います。

**【委員】**

助言指導など行政として何らかの行為ができれば良いのでは。助言指導で解決しない場合は道路交通法など既存の法律を適用できるので、条例で罰則や命令、勧告までは必要ないと思います。

**【委員】**

抑止効果は必要であり、前々回の他都市の条例に関する資料を見た中では、旭川市も除排雪マナーの向上に力を入れるという意思表示が市民に対して必要だと思います。行政指導までとの意見には私も同じ意見ですが、指導を行うにしても、市の面積が広いので、不公平がないよう進めなければならないのが課題と考えます。

**【委員】**

努力義務を基本として、勧告までの行政指導が妥当と感じます。命令・罰則となると、何を持って証拠とするのかという問題があり、ダンプ何杯分をどこに捨てていたなど具体的に出さなければ適用できないのは現実的ではないと思います。

**【委員】**

罰則を適用しようとするれば、確認の為に時間や費用がかかり、程度の見極めも難しい。行政指導で留めておくことが妥当と思います。

**【委員】**

証拠の問題などを考えると、罰則や命令の適用は難しいところがあり、行政指導の範疇が良いのではと思います。

**【委員】**

屋根雪等の処理について、人が埋まって死んでしまっは遅い。落雪前にしっかりと行政指導すれば事故を防げると思います。事故が起きないように指導と予防を重視する観点がポイントだと考えます。

**【委員】**

「他人が雪出しをしているから自分も」と考えている人もいます。罰則など指導を強化しても反発が大きくなる。罰則を設けるよりも、マナーに働きかける、何故雪対策が必要なのか意識付けることを重視すべきだと思います。

**【委員】**

住民一人一人がマナーやルールをしっかり守って協力していくのが一番良いと思うので、罰則ではなく、助言指導までで良いと思います。

**【委員】**

処分や罰則を設けても立件出来ないでしょう。道路や川に雪を出したとして、その証拠はどうするのか、出した雪の堆積をどのように量るのか。費用と人材と期間がかかり実効性がないと思います。その反面、屋根の雪が道路に落ちるような古い家があり、通学路などで子どもたちの上に落ちてきたらと思うと、処罰の対象にならないのか、管理責任あるんじゃないのかという気持ちもあります。処罰ができないのであれば行政指導として、助言指導、勧告が適当であり、処罰は他の現行法の活用が良いと思います。

**【委員】**

条例の目的、主眼は、責任の明確化、市民に意識レベルの向上にあると思います。明らかに悪質な事例にどう対処するかという問題はありますが、条例では行政指導のレベルまでで良いと思います。

**【委員】**

皆さんも話しているとおり、物理的に全員を取り締まることは不可能であり、市民の間での不公平感や、通報等のトラブルなどの事態も起こりかねません。条例の目的はみんなで協力し住みよい冬の旭川をつくらうということであり、市民の協力を促す意味でも過度な罰則はあまり効果的ではないと思います。市の空家対策でも指導助言、勧告を行っており、行政指導に関する規定を設けるのも手段の1つだと思います。

**【委員】**

冬みちパトロールをやっていると、民家から道路に雪を出している人はいます。注意するにも、条例を根拠にした方が注意しやすいと思いますし、条例で規定することで除雪マナーも改善していくのではないかと、屋根からの落雪も早く知らせることで安全な地域になるのではないかと感じています。悪質な場合には、既存の法令の罰則規定を適用すればいいので、条例では行政指導として指導や助言、勧告の規定を設けることで十分ではないかと思っています。

**【会長】**

皆様の御意見を集約しますと、雪出しなど除雪マナーに対する市民意識を高める、協働で取り組むきっかけとして条例化が必要という意見、また処分等の考え方については、処分や罰則は適用が難しい、行政指導のレベルを規定することが適当だとの意見にまとめられるのではないかと思っています。

次に、資料6の条例に盛り込むべき事項について、事務局から構成案のたたき台が示され今後検討を進めていくこととなりますが、この項目は大事、または必要ないなど、皆さんの意見を伺いたいと思います。

**【委員】**

除雪マナーやルールについて遵守事項に盛り込んで欲しいと思います。また、助成等については、地域で除雪に困っている人がいるなら盛り込んで良いと思います。

**【委員】**

一見する限りよく出来ていると思うので、事務局案のイメージで良いと思います。

**【委員】**

特に必要と考えられる事項は必須項目ということだと思いますが、○の必要と考えられる事項も条例構成に含めるべきだと思います。ただし、屋根雪に関しては難しい内容もあるのではと思います。

**【委員】**

構成案の除雪計画、それぞれの役割・責務の項目については全く異論はなく、路上駐車及び雪出しは旭川の地域性を考えれば遵守事項とするのも良いかと思っています。流雪溝は、市民だけではなく、道路管理者も協力して実施する形になるのではないかと思っています。屋根雪については、法令やいきさつを知っている立場として、市民の責務とするか住宅・建築事業者の観点とするかは難しい問題だと思います。関連する既存条例もあるので、あえて雪対策の条例に盛り込むかについてはもう少し検討が必要ではないかと感じます。

**【委員】**

市民の役割・責務で互助や町内会の取組への参加などについて規定とありますが、町内会等小さい単位に助成を行うことで生活道路の除排雪がスムーズになるのではないかと思っています。助成等の項目では条例には不要と書いてありますが、盛り込んで良いのではないかと思っています。

**【委員】**

この内容で良いと思います。ただし、先ほど誰に対する遵守事項とするかとの意見もありましたので、慎重に考えていかなければならないと思います。

**【委員】**

特に必要と考えられる事項となっている市の役割・責務、市民の役割・責務、雪出しへの遵守事項、必要と考えられる事項となっている除雪計画、事業者の役割・責務、流雪溝に係る遵守事項の項目は必要だと思います。屋根雪については、道路に面した片屋根の空家の雪処理が気になっていたため、特に重要な事項かと思っています。

**【委員】**

空家からの落雪に関しては、空家対策の法令で危険となるおそれのある状態（特定空家）として、指導や勧告、命令を出すことができるため、既存法令の範疇かなと思います。

**【委員】**

助成については、高齢者の中には、雪で本当に困っている人に少しでも助成できると良いと思います。また空家の屋根雪については、自宅近くに廃墟状態となっている空家があり、雪の山になっているので子どもたちに注意するなど気をつけています。

**【委員】**

警察の立場で申し上げますと、危険であったり、重大事故に直結するかどうかを考えます。交差点の見通しを妨げるような雪出しは一番重大事故に直結しますので、そういった文言が入れば良いと考えます。また屋根雪については敷地内で塀で囲われている場所に落雪する分には単に所有者の管理上の問題ですが、道路や歩道に面し放置されている空家の場合は重大事故に直結しかねないので特に注意が必要なことを盛り込めると良いと思います。

**【委員】**

事務局の説明で、事業者と除雪業者の役割・責務を1つに捉えてもいいのではないかとの話があり、私も同様に思います。除排雪は、市、市民、除雪の業者が三位一体で取り組まなければならないと思っていますので、それぞれの役割・責務を明確に謳った方が良いと思います。

**【委員】**

市民の役割や責務というのは非常に大事で、雪出しなど遵守事項と絡めて具体的に取り組んだ方が分かりやすいと思います。ただ、遵守事項としてのこうしてはいけないという規定だけでなく、助け合いましょうなど、何々しましょうという表現も盛り込めると良いのではと感じました。

**【委員】**

大体良いと思うんですが1つだけ、家を新築する場合に融雪槽を設置してくださいということを条例に入れてほしいと思います。雪出しもなくなりますし、市の補助制度もあるので。

**【会長】**

私からも一言ですが、その他に記載のあるザクザク路面对策は、アクションプログラムの説明にもあったとおり、圧雪管理手法の検証を行っている最中です。アクションプログラムは具体的な事業内容、条例は目標やこれからの在り方であり、盛り込む内容を整理した方が良いと思います。また、除雪弱者の支援について、市民と市の協働の推進という大事なことなので、理念的なものを条例に盛り込んでもらいたいと思います。

皆さんからは、条例構成について、事務局案でいいんじゃないかという御意見のほか、空家対策、事業者と除雪業者の位置付け、などいろいろな御意見もありましたので、今後方向性を煮詰めていく上で、事務局で検討、整理をお願いしたいと思います。

5 その他

会長の進行のもと、資料7により今後の審議スケジュール、資料8により（仮称）旭川市雪対策基金について、事務局から説明。

進行は次のとおり。

**【会長】**

まず審議会のスケジュールについて、12月中に骨子案の答申を予定している中で、策定までの審議会の開催回数を1回または2回ぐらい増やし、丁寧な議論をしていきたいという説明でしたが、皆さんよろしいですか。

**【各委員】**

※了承

**【会長】**

次に、仮称雪対策基金の制定ということで、ふるさと納税を有効活用して進めていきたいということですが、こちらも皆様よろしいでしょうか。

**【各委員】**

※了承

委員了承後、事務局より次回の審議日程について、8月に開催することの提案があり、会長から委員に諮り、次回開催を8月、時間は午後6時30分からとすることを決定、会長より、調査票により委員の日程を確認すること、新型コロナウイルスの状況によって日時や開催方法について会長と事務局に一任願うこと、各委員への連絡は事務局が行うことが説明された。

6 閉会

**【会長】**

以上で令和4年度第1回雪対策審議会を閉会します。